

# 横浜市本場青果部市場取引委員会

## -次 第-

日 時：平成31年3月5日（火） 午前10時00分

会 場：横浜市中心卸売市場本場

市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 会長選任
- (2) 副会長選任
- (3) 卸売市場法改正の概要について
- (4) 市場取引委員会で検討が必要な事項及び業界意見について
- (5) その他

4 閉 会

### 【資 料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 座席表
- 資料3 卸売市場法改正の概要（第1回開運協資料をベース）
  - 資料3-1 市場法及び食流法改正の概要及び骨子（農水作成資料）
  - 資料3-2 市場法・政令・省令の三段表
  - 資料3-3 施行規則様式抜粋（売買参加者及び第三者の記述）
- 資料4 市場取引委員会で検討が必要な事項及び業界意見一覧

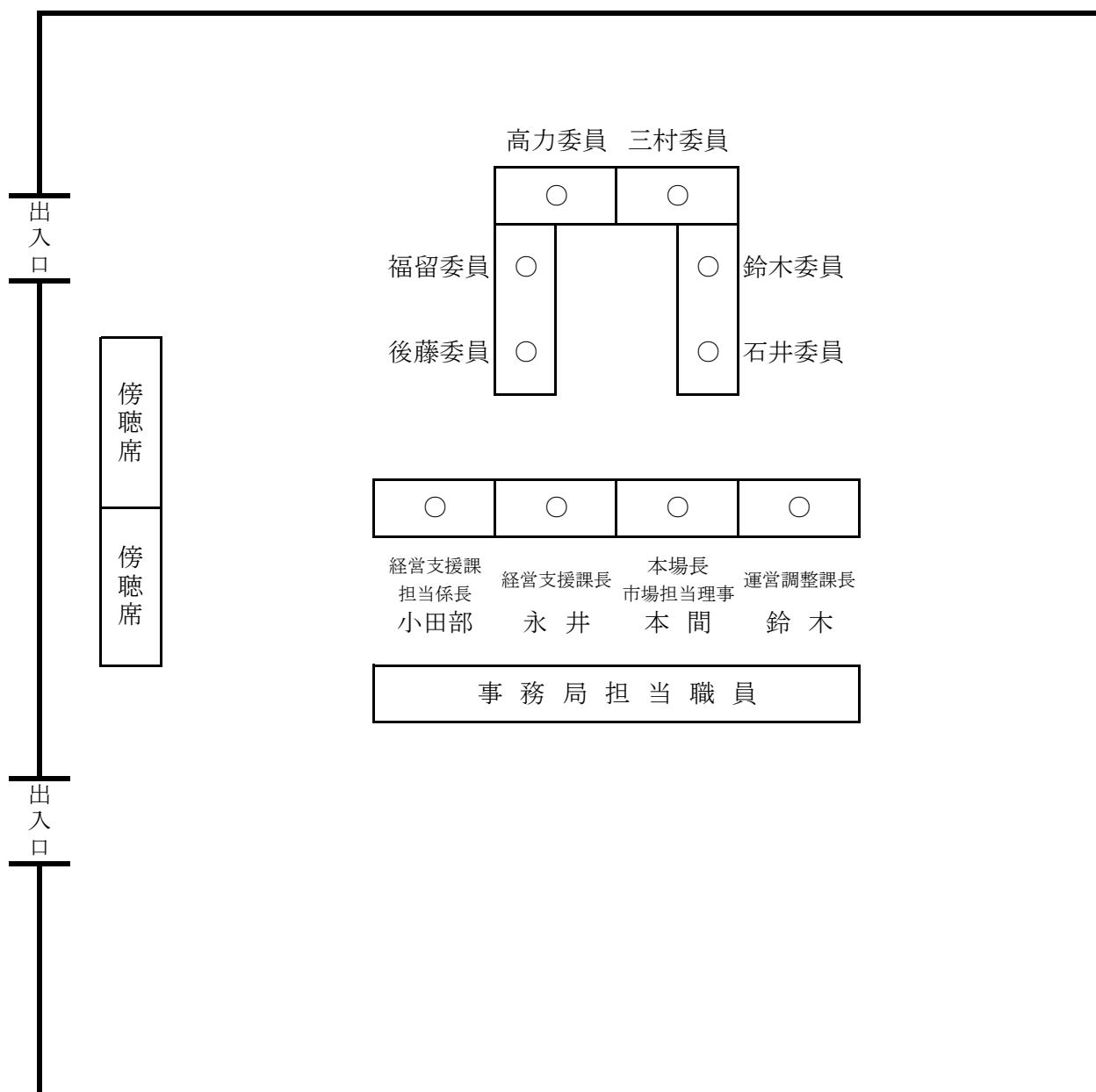
## 横浜市本場青果部市場取引委員会委員名簿

	氏 名	職 名
委 員	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
委 員	高力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学部教授
委 員	福留 秀樹	金港青果株式会社 代表取締役社長
委 員	後藤 正明	横浜丸中青果株式会社 代表取締役社長
委 員	鈴木 格次	横浜中央市場青果卸協同組合 理事長
委 員	石井 孝和	横浜青果小売商連合会 会長

(敬称略・順不同)

日時:平成31年3月5日(火)  
会場:本場3階研修室

横浜市本場 青果部 市場取引委員会 座席表

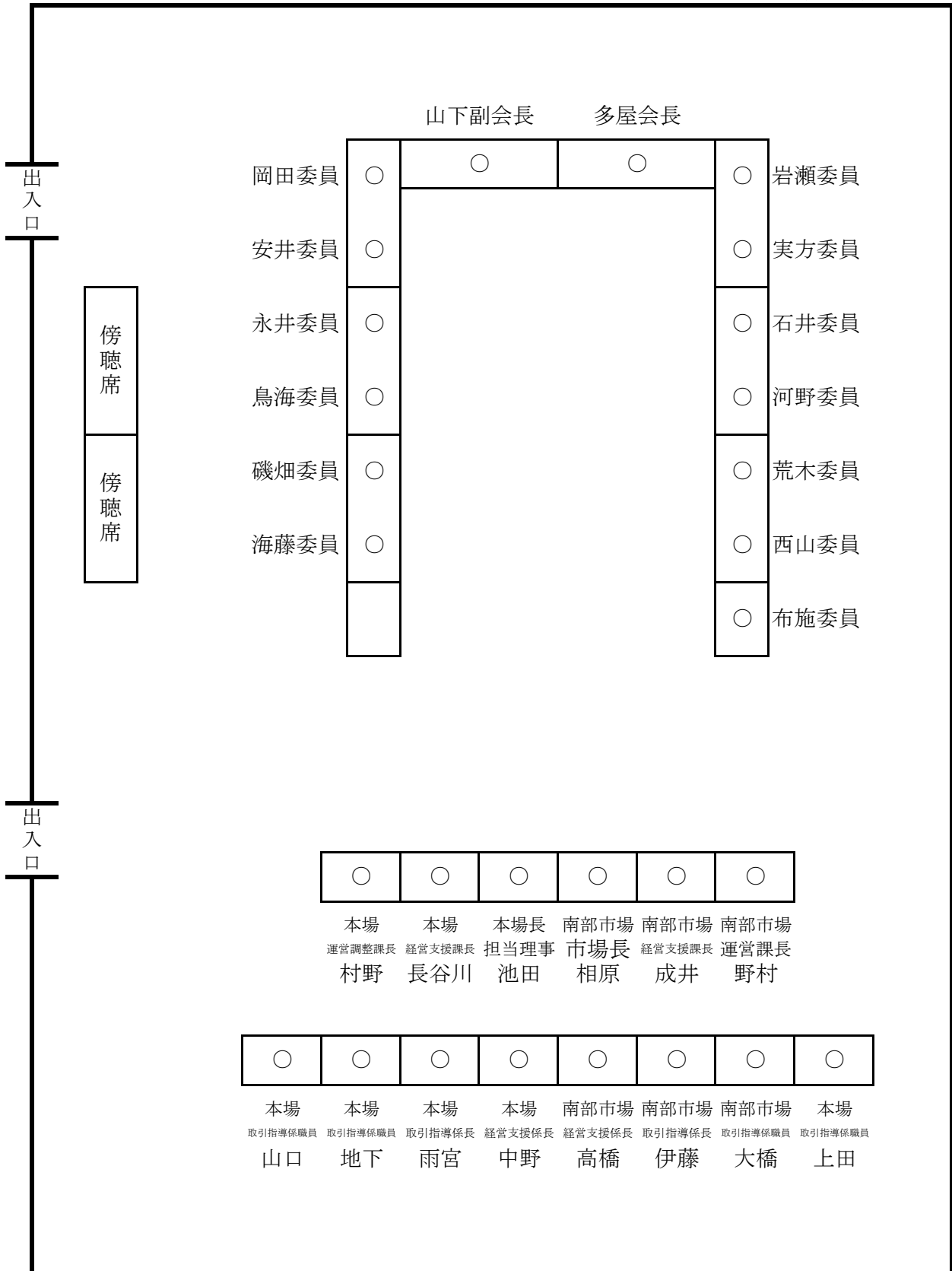


日時:平成20年3月27日(木)

会場:本場3階研修室

# 横浜市本場・南部市場水産物部・鳥卵部市場取引委員会 座席表

(敬称略)



# 卸売市場法の改正概要について

【法改正の趣旨】「食品流通の合理化」と「生鮮食料品等の公正な取引環境の確保」を促進し、生産者と消費者のために食品流通の構造を改革する。

※ 卸売市場の集荷分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持する前提。

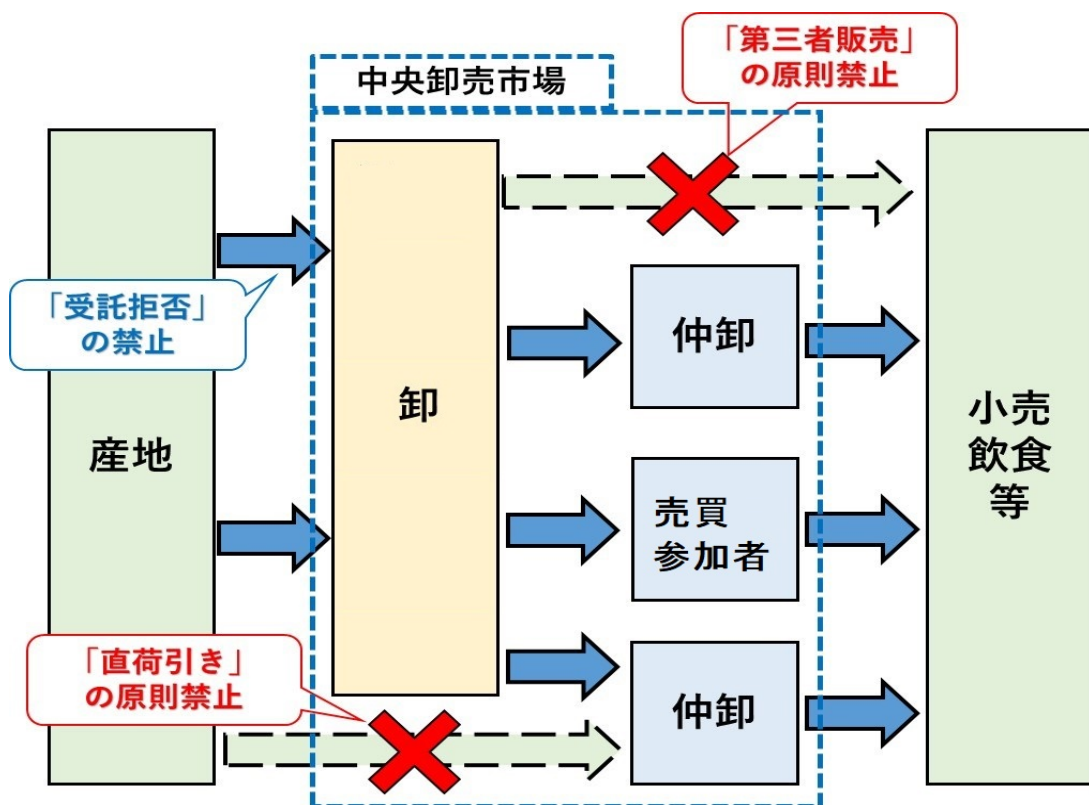
## 1 卸売市場法改正の目的

今回の卸売市場法の改正は、政府による食品流通構造全体の改善の一部である。政府は、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしており、今後も流通の核として堅持すべきものであることから、卸売市場を含めた流通構造全体を合理化し、生産者・消費者双方のメリットを向上させることを目指している。卸売市場に関しては、国による様々な規制を廃止すること等で、公平性・公正性・公開性を保ちながら、市場の活性化のために取引の自由度を高める改正となっている。

## 2 現行法の取引規制

中央卸売市場の現行の取引規制は、「卸売業者＝集荷」「仲卸業者＝分荷」という役割分担のもとに流通ルートを決めており、卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売である「第三者販売」や仲卸業者の卸売業者以外からの仕入である「直荷引き」等が原則禁止となっている。しかし、配送の無駄や市場の品揃えの確保等を理由とした例外規定の活用が増加し、従来の取引規制が現実と乖離している状況が散見されていた。

そこで、今回の法改正では市場ごとの実態に合わせて開設者が市場の活性化を踏まえて取引規制を設定することが可能となった。(改正法では、受託拒否の禁止、差別的取扱いの禁止以外の取引規制は開設者が規定することとされている)



### 3 卸売市場法の改正概要

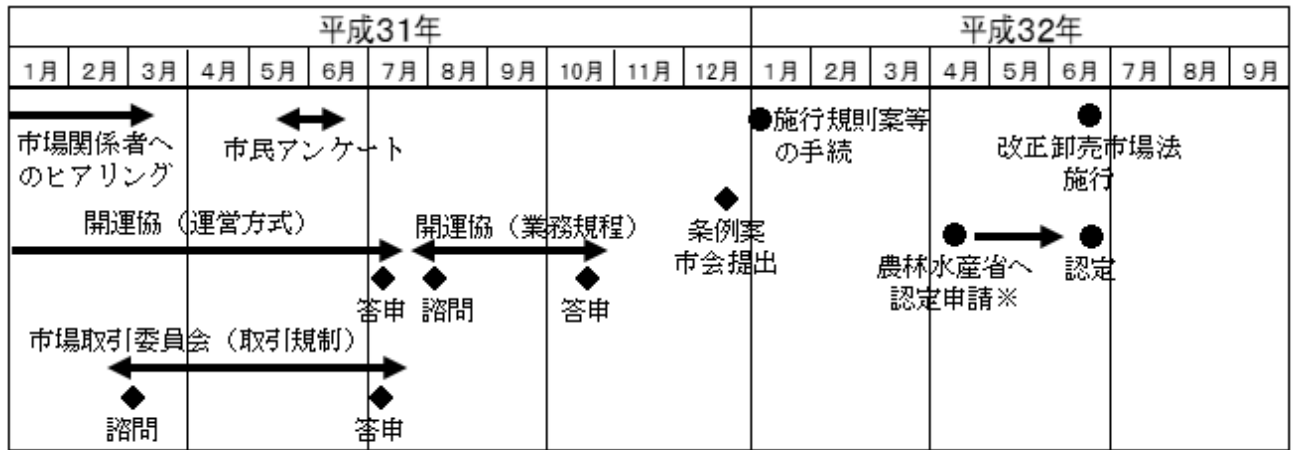
改正卸売市場法の主な改正点は、「農林水産大臣が中央卸売市場を認可する制度から、認定する制度への変更」、「国による卸売業者の業務許可等の廃止」、「市場ごとの実態に合わせた開設者による取引規制の設定」など、以下の表のとおりとなっている。

項目		現行法	改正法
1 中央卸売市場の開設等		国が整備方針・計画を策定	国が基本的な方針を策定 →施設整備の支援は維持
		開設者は都道府県又は人口 20 万人以上の市 →国が「認可」する。	開設者の制限なし（民間事業者でも可） →国が定める要件(※)に適合し、一定水準以上の規模を有するものを国が「認定」
2 業 務 許 可	卸売業者	国が許可 国が直接指導・検査監督	卸売業者及び仲卸業者の定義のみとなり、その他の法律上の規定は廃止（開設者が規定） （国は、開設者のみを指導・検査監督）
	仲卸業者	開設者による許可	
	売買参加者	開設者による承認	
3 取 引 規 制	(1) 受託拒否	禁止	同左
	(2) 差別的取扱		
	(3) 第三者販売	原則禁止	開設者が市場取引関係者の意見を聴き設定
	(4) 直荷引き		
	(5) 商物一致	原則適用	
	(6) 取引に関する公表	取引結果を公表	取引条件・結果を公表

※ 公正な取引の遵守や業務の適切な運営管理を行う人員体制の確保等、高い公共性を満たす必要がある。

### 4 平成 32 年6月の改正卸売市場法施行に向けたスケジュールについて

- ・平成 31 年 5～6 月頃：市場に関する市民アンケート
- ・平成 31 年 7 月頃：開設運営協議会答申（市場の運営方式について）
- ・平成 31 年 7 月頃：市場取引委員会答申（取引規制について）
- ・平成 31 年 10 月頃：開設運営協議会答申（業務規程について）
- ・平成 31 年 12 月頃：中央卸売市場条例（仮称）案の市会提出
- ・平成 32 年 6 月：改正卸売市場法施行



※ 法改正に伴い、農林水産省へ認定申請（中央卸売市場の開設）が必要となります。

# 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法【資料3-1】 の一部を改正する法律案の概要

## 背景

- ❑ 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- ❑ 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- ❑ このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

## 法案の概要

### 1 卸売市場法の改正

(1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。

(第3条)

〔・業務の運営に関する事項 ・施設に関する事項 ・その他重要事項 〕

(2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ① 売買取引の方法の公表        | ⑤ 取引条件の公表         |
| ② 差別的取扱いの禁止         | ⑥ 取引結果の公表         |
| ③ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ) | ⑦ その他の取引ルールの公表(※) |
| ④ 代金決済ルールの策定・公表     |                   |

※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。

(3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

### 2 食品流通構造改善促進法の改正

(1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)

〔・流通の効率化 ・品質・衛生管理の高度化  
・情報通信技術等の利用 ・国内外の需要への対応 〕

(2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)

(3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)

(4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。



# 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の骨子

平成30年5月  
農林水産省

## I 趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

## II 法律案の概要

### 1 卸売市場法の一部改正

#### (1) 目的（第1条）

この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

#### (2) 卸売市場に関する基本方針（第3条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする卸売市場に関する基本方針を定める。

- ① 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- ② 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- ③ その他卸売市場に関する重要事項

#### (3) 卸売市場の認定等

##### ① 卸売市場の認定（第4条第1項から第5項まで及び第13条第1項から第5項まで）

卸売市場であって次の要件に適合しているものは、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けて、中央卸売市場<sup>註</sup>又は地方卸売市場と称することができる。

注）中央卸売市場は、その施設の規模が一定の規模以上であること等省令で定める基準に該当する卸売市場に限る。

ア 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

イ 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

ウ 業務規程に開設者が行う次の事項が定められていること。

（ア）差別的取扱いの禁止

（イ）卸売の数量及び価格等の公表

（ウ）卸売業者、仲卸業者等の取引参加者に対する指導及び助言、報告及び検査、是正の求め等の措置

（エ）売買取引の方法及び代金決済の方法の策定及び公表

エ 業務規程に卸売業者等が行う次の事項（共通の取引ルール）が定められていること。

（ア）開設者が定めた売買取引の方法による卸売の実施

（イ）差別的取扱いの禁止

（ウ）受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）

（エ）開設者が定めた代金決済の方法による代金決済の実施並びに卸売業者の事業報告書の作成及び閲覧

（オ）売買取引の条件の公表

（カ）売買取引の結果の公表

オ その他の取引ルール（第三者販売、直荷引き、商物分離等）を定める場合には、次の要件に適合すること。

（ア）共通の取引ルールに反するものでないこと。

（イ）取引参加者の意見を聴いて定められていること。

（ウ）当該取引ルール及び当該取引ルールが定められている理由が公表されていること。

カ 開設者が取引参加者に取引ルールを遵守させるために必要な体制を有すること。

キ 生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

ク 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合すること。

##### ② 認定卸売市場の公示（第4条第6項及び第13条第6項）

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示する。

- ③ 開設者に対する指導及び助言等（第9条から第12条まで及び第14条）  
農林水産大臣及び都道府県知事は、認定を受けた開設者に対し、指導及び助言、報告及び検査、措置命令又は認定の取消しを行うことができる。

(4) 支援措置（第16条）

国は、中央卸売市場の開設者であって2（2）②の食品等流通合理化計画の認定を受けたものの施設整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

## 2 食品流通構造改善促進法の一部改正

(1) 目的（第1条）

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(2) 食品等の流通の合理化のための措置

① 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第4条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。

- ア 食品等の流通の効率化に関する措置
- イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
- ウ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の活用に関する措置
- エ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

② 食品等流通合理化計画の認定（第5条）

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

③ 支援措置（第7条から第26条まで）

認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

- ア 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資等
- イ 食品等流通合理化促進機構（現食品流通構造改善促進機構）の債務保証
- ウ 株式会社日本政策金融公庫の融資等

(3) 食品等の取引の適正化のための措置

① 農林水産大臣による取引状況等に関する調査（第27条及び第28条）

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき指導・助言等の措置を講ずる。

② 農林水産大臣による公正取引委員会への通知（第29条）

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。

(4) 題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

## Ⅲ 施行期日等

### 1 施行期日

(1) 卸売市場法の一部改正（附則第1条第3号）

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(2) 食品流通構造改善促進法の一部改正（附則第1条柱書）

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

### 2 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第3条第5項）

現行の中央卸売市場又は地方卸売市場による認定の申請については、卸売市場の施設に関する事項等の記載を省略することができる。

### 3 検討（附則第11条）

この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

改正卸売市場法関係法令三段表

<p>法律</p>	<p>○ 卸売市場法                  (昭和四十六年四月三日)                  (法律第三十五号)</p> <p>卸売市場法をここに公布する。</p>
<p>政令</p>	<p>○ 卸売市場法施行令                  (昭和四十六年六月三十日)                  (政令第二百二十一号)</p> <p>卸売市場法施行令をここに公布する。</p>
<p>省令等</p>	<p>○ 卸売市場法施行規則                  (昭和四十六年六月三十日)                  (農林省令第五十二号)</p> <p>卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、卸売市場法施行規則を次のように定める。</p>

卸売市場法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
  - 第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)
  - 第三章 中央卸売市場(第四条―第十二条)
  - 第四章 地方卸売市場(第十三条―第十五条)
  - 第五章 雑則(第十六条・第十七条)
  - 第六章 罰則(第十八条・第十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)において生鮮食料品等の

卸売市場法施行規則

公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

## 第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針

(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 中央卸売市場

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

(中央卸売市場の認定を受けることのできる卸売市場)

第一条 卸売市場法(以下「法」という。)第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、その取扱品目が属する次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、その卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)の面積の合計が、おおむねそれぞれ当該各号に定める面積(その取扱品目が当該各号の二以上の生鮮食料品等の区分に属する場合には、当該各号に定める面積のうち最も大きな面積)以上であることとする。

一 野菜及び果実 一万平方メートル

二 生鮮水産物 一万平方メートル

三 肉類 千五百平方メートル

四 花き 千五百平方メートル

五 前各号に掲げる生鮮食料品等以外の生鮮食料品等 千五百平方メートル

- 2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。
- 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 卸売市場の名称
- 三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項
- 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
- 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
- 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- 七 卸売市場の卸売業者に関する事項
- 八 その他農林水産省令で定める事項

（中央卸売市場の認定の申請）  
第二条 法第四条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

- 2 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあつては、二に掲げる書類）
    - イ 定款
    - ロ 登記事項証明書
    - ハ 役員名簿及び役員の履歴書
    - ニ 別記様式第七号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む年度の事業計画書）

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。

- ホ 法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 二 卸売市場の施設の配置図
- 三 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあつては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び二に掲げる書類）
- イ 定款
- ロ 登記事項証明書
- ハ 役員名簿
- ニ 別記様式第二号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
- 四 法第四条第五項第四号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類
- 五 法第四条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 当該遵守事項を定めるに当たつて法第四条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類
- ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第四条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類
- 4 法第四条第三項に規定する業務規程には、その細則（同条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容に係るものに限る。）を委ねた規則（品目、数量、金額、割合その他の軽微な事項のみを委ねたものを除く。）を含む。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第三条 法第四条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 その日（開設者が定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格



ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて公表すること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）

第四条 法第四条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第五条 法第四条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 生鮮食料品等の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に關し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第四条第五項第四号に掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）

<p>五 受託拒否の禁止</p>	<p>卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。</p>

<p>六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）</p>	<p>（受託拒否の正当な理由）</p> <p>第六条 法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合</p> <p>二 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合</p> <p>三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合</p> <p>四 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関して、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合</p> <p>五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合</p> <p>六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合</p> <p>七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第</p>
---	--

六 決済の確保	<p>(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。</p> <p>(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させると。</p>

<p>六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）</p> <p>ロ 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者</p> <p>ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>（卸売業者による事業報告書の作成等）</p> <p>第七条 法第四条第五項第五号の表の六の項(二)の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号により作成し、当該事業年度経過後九十日以内に、開設者に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四条第五項第五号の表の六の項(二)の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。</p> <p>3 法第四条第五項第五号の表の六の項(二)の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。</p> <p>4 法第四条第五項第五号の表の六の項(二)の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p>
---	---

七 売買取引の結果等の公表	
	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるところを定期的に公表すること。

三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第八条 法第四条第五項第五号の表の七の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 その日の主要な品目の卸売予定数量

二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第四条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第五条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて公表すること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

三 前項第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

イ せり売又は入札の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）

ロ 相対による取引の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）

ハ 法第四条第五項第六号の規定により卸売業


- 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
- 七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。
- 八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

者が仲卸業者その他の特定の買受人以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあつては、当該買受人に対する卸売

二 法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売

(卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件)

第九条 法第四条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると思込まれること。

二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業

務を適確に遂行することができると見込まれること。

(中央卸売市場の認定の公示)

第十条 法第四条第六項の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。

- 6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。
- 一 開設者の名称及び住所
  - 二 中央卸売市場の名称
  - 三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(欠格事由)

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 法人でない者
- 二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他の生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなくなった日から二年を経過しないもの

(生鮮食料品等の取引に関する法律)

第一条 卸売市場法（以下「法」という。）第五条第二号（法第十四条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）

- 
- 四 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
  - 五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）
  - 六 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
  - 七 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）
  - 八 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）
  - 九 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）
  - 十 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）
  - 十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）
  - 十二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
  - 十三 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第三百三号）
  - 十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）
  - 十五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
  - 十六 計量法（平成四年法律第五十一号）
  - 十七 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
  - 十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）
  - 十九 種苗法（平成十年法律第八十三号）
  - 二十 健康増進法（平成十四年法律第三百三号）
  - 二十一 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）
  - 二十二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産
-



地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）

二十三 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

二十四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

二十五 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

（変更の認定）

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

（中央卸売市場に係る変更の認定の申請）

第十一条 法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする中央卸売市場の開設者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（中央卸売市場に係る軽微な変更）

第十二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 法第四条第二項第一号に掲げる事項の変更  
(開設者の変更を伴うものを除く。)
- 二 法第四条第二項第二号に掲げる事項の変更
- 三 法第四条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの  
イ 当該中央卸売市場の面積の変更であって、その面積の十パーセント以内を増減するもの  
ロ 当該中央卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの
- 四 法第四条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該中央卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
- 五 法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更  
(開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。)
- 六 法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更
- 七 法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更  
(卸売業者の変更を伴うもの及び当該中央卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。)
- 八 第二条第二項に定める事項の変更
- 九 業務規程の変更(法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

(中央卸売市場に係る変更の届出)

第十三条 法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後までに、別記様式第四号による届出書を提出しなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前条第三号から第九

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするとき

号までに掲げる変更については、その年度に係る法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の届出書の提出に代えることができる。

3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(中央卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出)

第十四条 法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を中央卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前までに、別記様式第五号による届出書を提出してしなければならない。

(地方卸売市場の認定申請に係る届出)

第十五条 法第八条第二項の規定による届出は、法

は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなつたとき。

二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定（第六条第一項

第十三条第一項の認定の申請後速やかに、別記様式第六号による届出書を提出してしなければならない。

の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(報告及び検査)

第十二条 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検

(中央卸売市場の運営状況の報告)

第十六条 法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内に、別記様式第七号による報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該中央卸売市場の卸売業者の最新の法第四条第五項第五号の表の六の項(二)の事業報告書を添付しなければならない。

査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第四章 地方卸売市場

##### (地方卸売市場の認定)

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

- 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 卸売市場の名称
- 三 卸売市場の位置及び施設に関する事項
- 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱量の数量及び金額に関する事項
- 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
- 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- 七 卸売市場の卸売業者に関する事項
- 八 その他農林水産省令で定める事項

##### (地方卸売市場の認定の申請)

第十七条 法第十三条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）により作成しなければならない。

2 法第十三条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。

3

第一項の申請書には、次に掲げる書類（都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）を添付しなければならない。

一 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあつては、二に掲げる書類）

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員名簿及び役員の履歴書

ニ 別記様式第七号（第三十条第一項の規定により都道府県が別に様式を定めた場合にあつては、当該様式）の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む年度の事業計画書）

ホ 法第十四条において準用する法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二 卸売市場の施設の配置図

三 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあつては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び二に掲げる書類）

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員名簿

ニ 別記様式第二号（第二十一条第一項の規定により都道府県が別に様式を定めた場合にあつては、当該様式）の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）

---

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならぬ。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 卸売市場の業務の方法
- 二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関する遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
  - 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 

四 法第十三条第五項第四号イ及びロに掲げる方が公表されていることを証する書類

五 法第十三条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該遵守事項を定めるに当たつて法第十三条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類

ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第十三条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類

---

4 法第十三条第三項に規定する業務規程には、その細則（同条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容に係るものに限る。）を委ねた規則（品目、数量、金額、割合その他の軽微な事項のみを委ねたものを除く。）を含む。

---



三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第十八条 法第十三条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）

第十九条 法第十三条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）  
 第二十条 法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 生鮮食料品等の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に關し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第十三条第五項第四号ロに掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）

五 決済の確保	<p>(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。</p> <p>(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させると。</p>

<p>六 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）</p>	<p>（卸売業者による事業報告書の作成等）</p> <p>第二十一条 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）により作成し、当該事業年度経過後九十日以内（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで）に、開設者に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならぬ。</p> <p>3 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。</p> <p>4 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p> <p>三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合</p>
--	--

<p>六 売買取引の結果等の公表</p>	<p>卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。</p>
----------------------	---

- 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
- 七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。
- 八 当該卸売市場が、生鮮食品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）  
 第二十二條 法第十三條第五項第五号の表の六の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- 三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第十三條第五項第五号の表の四の項の規定並びに第二十二條第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 開設者の名称及び住所
- 二 地方卸売市場の名称
- 三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(準用)

第十四条 第五条から第十条まで、第十一条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以

(卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件)  
第二十三条 法第十三条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると思込まれること。
- 二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると思込まれること。

(地方卸売市場の認定の公示)

第二十四条 法第十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用、都道府県の公報への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(地方卸売市場に係る変更の認定の申請)

第二十五条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第三号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。この場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類（同項の規定により都道府県が別に書類を定めた

下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

場合にあつては、当該書類。以下同じ。）の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(地方卸売市場に係る軽微な変更)  
第二十六条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な

変更は、次に掲げる変更(都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)とする。

一 法第十三条第二項第一号に掲げる事項の変更(開設者の変更を伴うものを除く。)

二 法第十三条第二項第二号に掲げる事項の変更

三 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの

四 法第十三条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更

五 法第十三条第二項第五号に掲げる事項の変更(開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。)

六 法第十三条第二項第六号に掲げる事項の変更

七 法第十三条第二項第七号に掲げる事項の変更(卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。)

八 第十七条第二項に定める事項の変更

九 業務規程の変更(法第十三条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

(地方卸売市場に係る変更の届出)

第二十七条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後まで（都道府県が別に定める場合にあっては、その期限まで）に、別記様式第四号（都道府県が別に定める場合にあっては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

2 地方卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更（都道府県が別に定める場合にあっては、その変更）については、その年度に係る法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の規定による届出書の提出に代えることができる。

3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(地方卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出)

第二十八条 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を地方卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してしなければならない。

2 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前まで（都道府県が別に定める場合にあっては、その期限まで）に、別記様式第五号（都道府県が別に定める場合にあっては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

(農林水産大臣への報告等)  
第十五条 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

## 第五章 雑則

(助成)

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第

(中央卸売市場の認定申請に係る届出)

第二十九条 法第十四条において読み替えて準用する法第八条第二項の規定による届出は、法第四条第一項の認定の申請後速やかに(都道府県が別に定める場合にあつては、その期限までに)、別記様式第六号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)による届出書を提出してしなければならない。

(地方卸売市場の運営状況の報告)

第三十条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内(都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで)に、別記様式第七号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)による報告書を提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の事業報告書(都道府県が別に定める場合にあつては、その書類)を添付しなければならない。



五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画（次項において「認定計画」という。）に従って当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従って当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

（都道府県が処理する事務等）

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（都道府県が処理する事務）

第二条 法第十二条第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合（同一の都道府県の区域の一部をその区域とする地方公共団体のみが組織するものであつて、同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が加入しないものを除く。）が開設する中央卸売市場に係るものを除く。）は、都道府県知事が行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3

都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第十二条第二項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

(検査等の結果の報告)

第三十一条 卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。)第二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称
- 二 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした年月日
- 三 開設者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

(権限の委任)

第三十二条 法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第二条第三項の規定による農林水産大臣の権限(法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く。)は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

2

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

## 第六章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

二 第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を

提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

#### 附則抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日
- 二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（卸売市場に関する基本方針に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前にお

#### 附則抄

##### （施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）から施行する。

#### 附則抄

##### （施行期日）

第一条 この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十二月二十一日）
- 二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定の申請に係る記載事項等の省略）

第二条 改正法附則第三条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

- 一 改正法第一条の規定による改正前の卸売市場

いても、第一条の規定による改正後の卸売市場法（以下「新卸売市場法」という。）第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）

第三条 その開設する卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。）について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者（新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。）は、第三号施行日以前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合においては、第三号施行日以前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日以前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があった場合においては、

法（昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）に係る改正法附則第三条第一項の申請 改正法第一条の規定による改正後の卸売市場法（次号において「新卸売市場法」という。）第四条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項

二 旧卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場（第三項において「旧地方卸売市場」という。）に係る改正法附則第三条第三項の申請 新卸売市場法第十三条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項（都道府県が別に定める場合にあつては、その事項）

2 旧中央卸売市場に係る改正法附則第三条第一項の申請については、第一条の規定による改正後の卸売市場法施行規則（次項において「新卸売市場法施行規則」という。）第二条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

3 旧地方卸売市場に係る改正法附則第三条第三項の申請については、新卸売市場法施行規則第十七条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類（第一号二及びホに掲げる書類を除き、都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）の添付を省略することができる。

第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第一条の規定による改正前の卸売市場法（次条において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）又は同条第四項に規定する地方卸売市場（次項において「旧地方卸売市場」という。）に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。）の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

置  
（卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置）

第四条 新卸売市場法第五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）（新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

旧卸売市場法第四十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第四条第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別記様式第1号から第7号  
〔略〕

別記様式第1号（第2条第1項及び第17条第1項関係）

## 認定申請書（抜粋）

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

年 月 日提出  
 法 人 名 称  
 法人番号：  
 住 所  
 代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第4条第1項（第13条第1項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの中央卸売市場（地方卸売市場）として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。
3. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 1 卸売市場の名称

## 2 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項（卸売市場の位置及び施設に関する事項）

## （1）位置

## （2）面積

（記載上の注意）中央卸売市場の認定を受けようとする場合のみ記載すること。

## （3）施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

### 3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

### 4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

### 5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。



収 入	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)	支 出	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち付常事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付常事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降許可債分 (注6)		
指導監督的経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取戻諸費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
・ ・ ・			
合 計			

(記載上の注意) 各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

事業報告書  
（年月日から年月日まで）

開設者 殿

卸売市場の名称  
法人名称  
法人番号：  
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第4条第5項第5号の表の6の項（2）（第13条第5項第5号の表の5の項（2））の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3. 個人である場合にあつては、下記に準じて作成すること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員略歴

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴

(3) 役員及び従業員の状況

区分	人数		平均年齢 歳	平均勤続年数 年
	人	うち女性 人		
役員	常勤			
	非常勤			
	小計			

従業員	営業関係				
	事務関係				
	小計				
合計					
臨時職員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(4) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲卸業者	売買参加者	開設者	その他	合計
総株主等の議決権の数 (A)								
保有する議決権の数 (B)								
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	100.00

大口株主の名簿 (上位 10 位まで)

氏名又は名称	住所	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%
合計			

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

## 2 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(6)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

### (1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手 数 料	数 量	金 額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額	販 売 利 益 (損失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期対比 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

#### 1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実
  - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
  - ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）
  - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
  - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他
- に、それぞれ区分して記載すること。

#### 2. 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあつては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあつては束（100本を1束に換算する。）、植木にあつては本（1個1本とする。）とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意 組合	出 荷 団 体	産 地 出 荷 業 者	商 社	他市場 卸 売 業 者	他市場 仲 卸 業 者	その他	合 計	備 考
	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	
合 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
  - ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
  - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
  - ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
  - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
  - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、( ) に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送		数量	金額
									数量	金額		
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
平均回収日数	日		日		日		日		日		日	

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値



(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合 計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に 対応する 卸売金額	交付先の数	備考
			千円	千円		
		小計				
		小計				
		合計				

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

3 附帯業務等の概況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	売上高	附帯業務利益(損失)金額
	千円	千円

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	売上高	兼業業務税引前当期 純利益(損失)金額
	千円	千円

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の 名 称	所在地	事 業 内 容	資本金	売上高	当期純利益 (損失) 額	純資産額
			千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
2. 兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
3. 支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。
  - ① 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
  - ② 卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員数の過半数又は代表する権限を有する役員数の過半数を占める関係
  - ③ 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

第2 経理の状況

1 貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		( 小 計 )	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		( 小 計 )	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金(その他)	
( ) . . . . .		(16) 前受収益	
( ) 貸倒引当金		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 繰延税金負債	
1 有形固定資産		(19) 賞与引当金	
(1) 建物		( ) . . . . .	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他の 陸上運搬具		(2) 預り保証金	
(5) 工具、器具及び備品		(3) 繰延税金負債	
(6) 土地		(4) 退職給与引当金	
(7) 建設仮勘定		( ) . . . . .	

<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) . . . . .</li> <li>2 無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) のれん</li> <li>(2) 借地権</li> <li>(3) 電話加入権</li> <li>(4) 施設負担金</li> <li>( ) . . . . .</li> </ul> </li> <li>3 投資その他の資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 投資有価証券</li> <li>(2) 子会社株式</li> <li>(3) 出資金</li> <li>(4) 子会社出資金</li> <li>(5) 長期貸付金</li> <li>(6) 開設者預託保証金</li> <li>(7) 定期預金</li> <li>(8) 長期前払費用</li> <li>(9) 事業者保険料</li> <li>(10) 繰延税金資産</li> <li>( ) . . . . .</li> <li>( ) 貸倒引当金</li> </ul> </li> <li>III 繰延資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 創立費</li> <li>(2) 開業費</li> <li>(3) 試験研究費</li> <li>(4) 開発費</li> <li>(5) 新株発行費</li> <li>( ) . . . . .</li> </ul> </li> </ul>		<p style="text-align: center;">負 債 合 計 ( 純 資 産 の 部 )</p> <p>VI 株主資本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 資本金</li> <li>2 新株式申込証拠金</li> <li>3 資本剰余金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資本準備金</li> <li>(2) その他資本剰余金</li> </ul> </li> <li>4 利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利益準備金</li> <li>(2) その他利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ○○積立金</li> <li>② . . . . .</li> <li>③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>5 自己株式</li> <li>6 自己株式申込証拠金</li> </ul> <p>VII 評価・換算差額等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 その他有価証券評価差額金</li> <li>2 繰越ヘッジ損益</li> <li>3 土地再評価差額金</li> <li>4 . . . . .</li> </ul> <p>VIII 新株予約権</p> <p style="text-align: center;">純 資 産 合 計</p>	
<p style="text-align: center;">資 産 合 計</p>	<p style="text-align: center;">×××</p>	<p style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 合 計</p>	<p style="text-align: center;">×××</p>

注 記

1 採用する企業会計慣行

2 親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務

(科 目)

(金 額)

千円

3 重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第5条第6項の規定により価格を付した場合には、その旨

4 取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務

役員に対する債権額

千円

役員に対する債務額

千円

5 保証債務額

総 額

千円

6 受取手形割引高

千円

受取手形譲渡高

千円

7 担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額

(資産の種類)

(金 額)

千円

8 会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額

千円

9 財務状況に関する事項

(1) 純資産額 (貸借対照表の純資産合計の額)

千円 (A)

○年度1日当たり卸売金額 (卸売業務取扱額/卸売業務営業日数)

千円 (B)

(A) / (B)

○日分相当

(2) 流動比率 (流動資産/流動負債)

○. ○

(3) 自己資本比率 (純資産合計/負債及び純資産合計)

○. ○

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。

2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 他部門勘定は、他部門に対し債権的關係にある場合には借方（資産の部）の末尾に、債務的關係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。
4. 貸借対照表の注記5の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
5. 貸借対照表の注記6の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
6. 貸借対照表の注記9の純資産額を1日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位の桁まで記載すること。
7. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

2 損 益 計 算 書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料			× × ×
( 受 託 品 取 扱 額 )		( × × × )	
(2) 買 付 販 売 損 益			
1) 純 売 上 高			
商 品 総 売 上 高		× × ×	
売 上 値 引 及 び 戻 り 高		<u>× × ×</u>	× × ×
2) 売 上 原 価			
期 首 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	
商 品 純 仕 入 高			
総 仕 入 高	× × ×		
仕 入 値 引 及 び 戻 し 高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	
合 計		× × ×	
期 末 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
買 付 販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額			<u>× × ×</u>
販 売 利 益 ( 損 失 ) 金 額			× × ×
2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	× × ×
(2) 売 上 原 価			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
兼 業 業 務 利 益 ( 損 失 ) 金 額			<u>× × ×</u>
売 上 総 利 益 ( 損 失 ) 金 額			× × ×
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
(1) ○ ○ 使 用 料		× × ×	
(2) ○ ○ 奨 励 金		× × ×	
(3) 役 員 報 酬		× × ×	
(4) 従 業 員 給 料 手 当		× × ×	
(5) 福 利 厚 生 費		× × ×	
(6) 退 職 給 与 金		× × ×	
(7) 退 職 給 付 引 当 金 繰 入		× × ×	



(8) 旅 費 交 通 費		×	×	×	
(9) 通 信 費		×	×	×	
(10) 運 搬 費		×	×	×	
(11) 受 託 品 事 故 損		×	×	×	
(12) 会 議 費		×	×	×	
(13) 交 際 費		×	×	×	
(14) 寄 付 金		×	×	×	
(15) 宣 伝 広 告 費		×	×	×	
(16) 貸 倒 損 失		×	×	×	
(17) 貸 倒 引 当 金 繰 入		×	×	×	
(18) 消 耗 品 費		×	×	×	
(19) 函 書 費		×	×	×	
(20) 減 価 償 却 費		×	×	×	
(21) 修 繕 費		×	×	×	
(22) 保 險 料		×	×	×	
(23) 水 道 光 熱 費		×	×	×	
(24) 賃 借 料		×	×	×	
(25) 公 共 負 担 金		×	×	×	
(26) 公 租 公 課		×	×	×	
(27) 支 払 賦 課 金		×	×	×	
(28) 雑 費		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	
営業利益 ( 損失 ) 金額					<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
Ⅱ 営業外損益					×
1 営業外収益					
(1) 受取利息及び配当金		×	×	×	
(2) 仕入割引		×	×	×	
(3) 有価証券売却益		×	×	×	
(4) 雑収入		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	
2 営業外費用					
(1) 支払利息		×	×	×	
(2) 有価証券売却損		×	×	×	
(3) 繰延資産償却		×	×	×	
(4) 雑損失		×	×	×	
( ) . . . . .		×	×	×	
経常利益 ( 損失 ) 金額					<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
Ⅲ 特別利益					×

1 固定資産売却益			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 前期損益修正益	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 その他の特別利益			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× × ×
IV 特別損失			
1 固定資産売却損			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 減損損失			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 災害による損失			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 前期損益修正損	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 その他の特別損失			
( ) . . . . .	× × ×		
( ) . . . . .	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
税引前当期純利益（損失）金額			× × ×
法人税等			× × ×
. . . . .			× × ×
法人税等調整額			<u>× × ×</u>
当期純利益（損失）金額			× × ×

注 記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高  
千円

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。
4. 損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除する

こと。

5. 法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。
6. 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

認定事項の変更に係る認定申請書

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第6条第1項（第14条において準用する同法第6条第1項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 第2条第3項（第17条第3項）に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第13条第1項及び第27条第1項関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第6条第2項（第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
4. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の（2）及び（3）、3の（2）並びに4から7までの事項の変更のうち、第12条（第26条）に定める軽微な変更該当するものについては、第13条第2項（第27条第2項）に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第12条第1項（第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項）の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
5. 第2条第3項（第17条第3項）に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
6. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

業務の休止又は廃止に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第7条（第14条において読み替えて準用する同法第7条）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 4 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第6号（第15条及び第29条関係）

地方卸売市場（中央卸売市場）の認定申請に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付けで都道府県知事（農林水産大臣）に対して地方卸売市場（中央卸売市場）の認定申請を行いましたので、卸売市場法第8条第2項（第14条において読み替えて準用する同法第8条第2項）の規定により届出します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

運 営 状 況 報 告 書  
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出  
法 人 名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第12条第1項（第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項）の規定により、当該中央卸売市場（地方卸売市場）の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る報告にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

（記載上の注意）

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。



2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意) 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. ①当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②次年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)	支 出	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降許可債分(注6)		
指導監督的経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取戻諸費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		



5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

①卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

②場外指定保管場所の状況

名称	位置	指定年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合に、当該指定した保管場所に

ついて記載すること。

2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

## (2) 仲卸業者

### ①仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
2. ( ) には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む)。
3. 法人の仲卸業者については、その貸借対照表及び損益計算書又はそれらの概要を添付すること。

### ②直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱数量	取扱金額	主な品目
		トン	千円	

(記載上の注意)

1. 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け(以下「直荷引き」という。)について記載すること。
2. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
3. 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。

## (3) 売買参加者

取扱品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食 納入業者	加工業者	他市場卸 売業者	その他
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

1. 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。

2. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
3. ( ) には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意) 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 第13条第2項(第27条第2項)に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第4号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 第2条第3項(第17条第3項)に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

市場取引委員会で検討が必要な事項一覧(青果部)

生鮮食料品の流通構造の変化に対応しつつ、市場に求められる集荷・分荷、公平公正な取引による価格決定などの機能の維持と市場の活性化の観点から、改正法では削除された次の取引規制等について検討が必要となっている。

項目	現条例	規定の趣旨と検討点	検討の方向性	業界意見
卸売の相手方の制限 (第三者販売の禁止)	第39条第1項(抄) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。(以下略)	【趣旨】利害が相反する売り手と買い手を対置させ、取引の調和均衡を図るために、卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売が原則禁止されている。 【検討点】卸売の相手方の規制の緩和若しくは自由化	・卸売相手の規制を廃止し、卸売業者からの買受可能者の規制に変更する。 ・買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とする。 ・卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 ・販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時的卸売など、例外として臨時的取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 ・せりに参加できる者の承認制度を導入する。	・基本は反対だが、条例改正の方向性は認める。 【小売】 ・市への報告だけでなく、業界(委員会を設け)の承認を求めている。【小売】 ・異論はない【卸】【仲卸】
市場以外にある物品の卸売の禁止 (商物一致の原則)	第42条第1項(抄) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。(以下略)	【趣旨】生鮮食料品の公平、公正な取引及び価格決定のために、市場を経由した取引を行うことが原則となっている。 【検討点】直送とも呼ばれる、市場を経由しない取引の規制の緩和若しくは自由化	・自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。 ・取引のすべてを海外で行ったものは対象外とする。	・異論はない【卸】
仲卸業者の業務の規制 (直荷引きの禁止)	第48条第2項(抄) 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。(以下略)	【趣旨】集荷は卸売業者の業務、分荷は仲卸業者の業務とされており、仲卸業者の市場外からの買い入れを認めると集荷・分荷など取引の均衡が崩れる恐れがあるため原則禁止とされている。 【検討点】仲卸業者の直荷引きの禁止の緩和若しくは自由化	・自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 ・仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。	・卸売業者の集荷が不足している状況があり、直荷引きは必要。受託をする気はない。【仲卸】 異論はない。【卸】【小売】
売買取引の方法(せり物品)	第35条第1項(抄) 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。 (1)卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの(以下略) (2)毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの(以下略) (3)前2号に掲げる以外のもの(以下略)	【趣旨】取扱物品について全てをせり売又は入札の方法によることが適当である(1号)、少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である(2号)、せりまたは入札を行う必要がない(3号)に分類されている。 【検討点】せり取引すべき物品の規制の緩和	・販売方法について、全量、若しくは一定の数量又は比率をせり売りすべき品目と販売方法に制限を設けない品目に区分する。(1号、2号、3号の区分への変更前の特定物品の考え方) ・せり売りすべき数量、比率は取引参加者の意見を参考に市場長が定めることとする。 ・せりに参加できる者の承認制度を導入する。(再掲) ・せり人試験制度は継続する。	・せりは現状でもほとんどなく、必要ない。【小売】 卸売業者がうまくコントロールしてほしい。【仲卸】 ・価格決定の柱として、結果の公表が重要【卸】 ・価格決定機能を有する市場としては、厳しくとも維持すべき。【卸】
取扱品目の部類及び取扱品目	第3条第1項(抄) 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 第2項(抄) 鳥卵部 食鳥、鳥卵及びこれらの加工品	【趣旨】青果部、水産物部等の取扱品目の部類ごとに取扱物品を定めている。 【検討点】取扱品目の部類の存続及び取扱物品の見直し(改正法では部類の規定が削除され、市場で取り扱う生鮮食料品等を開設者が定めることとしている。)	・部の制度は維持し、基本取引品目は変更しない。 ・すべての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く) ・すべての部で、加工食料品はすべて可とする。 ・花きの取扱いについては今後検討する。	・受託拒否の禁止の制約の中、米を外したことは評価できる。【卸】 ・お客との関係の中で、希望される品目を揃えることは必要。【卸】【仲卸】【小売】 ・競争相手のコンビニやミニスーパーに対抗するためにも品目を増やすことは必要。【小売】

\*「業界意見」は平成31年2月19日に青果部の各組織代表者による意見調整会議の場において述べられた、検討の方向性についての主な意見。

市場取引委員会で検討が必要な事項

項目	現条例	検討事項
卸売の相手方の制限（第三者販売の禁止）	第39条1項（抄） 卸売業者は、市場における卸売りの業務については、中卸売業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。（以下略）	現在は、利害が相反する売り手と買い手を対置させ、取引の調和均衡を図るために、卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売が原則禁止されているが、改正法ではこの規定が削除されている。 市場の公平公正な取引の維持のため、卸売全般の及びセリ取引についての制限を行うことの必要性を検討
市場以外にある物品の卸売の禁止（商物一致の原則）	第42条1項（抄） 卸売業者は、市場における卸売りの業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。（以下略）	現在は、生鮮食料品の公平、公正な取引及び価格決定のために、市場を経由した取引を行うことが原則となっているが、改正法ではこの原則規定が削除されている。 市場に求められる機能を果たすためにこの原則を維持の必要性を検討
仲卸業者の業務の規制（直荷引きの禁止）	第48条2項（抄） 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。（以下略）	現在は、集荷は卸売業者の業務、分荷は仲卸業者の業務とされており、仲卸業者の市場外からの買い入れを認めると集荷・分荷など取引の均衡が崩れる恐れがあるため原則禁止とされているが、改正法ではこの規定が削除されている。 改正法においても、卸売業者、仲卸業者の業務の原則は変わらないが、この制限を維持することの必要性を検討
売買取引の方法（せり物品）	第35条1項（抄） 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。 （1）卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの（以下略） （2）毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの（以下略） （3）前2号に掲げる以外のもの（以下略）	現在は、取扱物品について全てをせり売又は入札の方法によることが適当である（1号）、少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である（2号）、せりまたは入札を行う必要がない（3号）に分類されているが、改正法ではその規定が削除されている。 市場の公平、公正な取引を維持するために、この区分の維持の必要性を検討
取扱品目の部類及び取扱品目	第3条1項（抄） 市場の扱い品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 2項（抄） 鳥卵部 食鳥、鳥卵及びこれらの加工品	現在は、取扱物品の部類により、青果部、水産物部等の区分があるが、改正法ではこの規定が削除され、市場で取り扱える物品は、生鮮食料品等とされているだけである。 横浜市中央卸売市場がその機能を果たすため、部の制度の維持や取扱物品について検討